

第6章
環 境
～環境王国いわて～

二酸化炭素総排出量は前年と比べて増加

■ 二酸化炭素総排出量は前年と比べて増加

本県の平成22年（2010年）の二酸化炭素総排出量は11,568千トンと、前年に比べ403千トンの増加となっています。また、一人当たりの排出量は8.70トンで、前年に比べ0.37トンの増加となっています（図1）。

平成22年の二酸化炭素総排出量を部門別にみると、産業部門が34.3%で最も高い割合となっています。次いで、運輸部門（22.2%）、民生家庭部門（18.9%）、民生業務部門（11.4%）などとなっています（図2）。

■ 低公害車の普及率は低水準

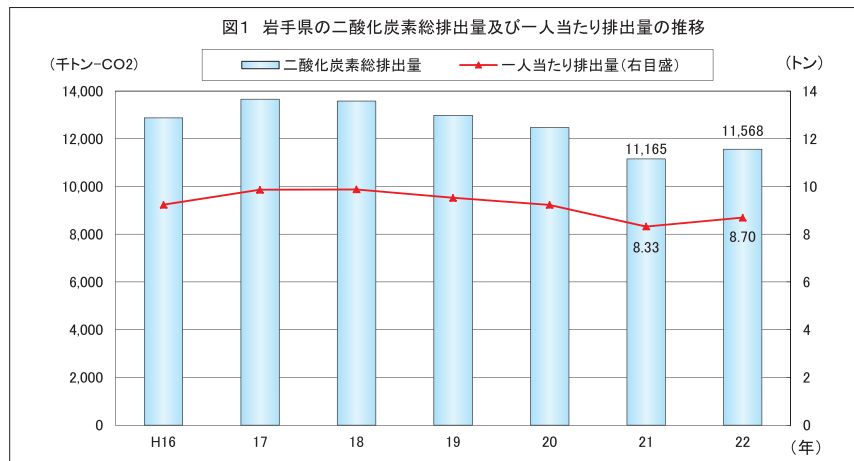
本県の低公害車（注）の普及率をみると、平成25年（2013年）は8.3%となっています。これは全国平均の11.1%、東北平均の9.6%をとともに下回っており、東北6県の中で5番目となっています（図3）。

（注）低公害車：電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、ガソリン低燃費かつ低排出ガス認定車。但し、県内のメタノール自動車の保有はない。

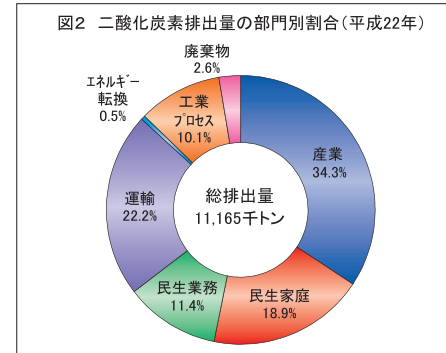
■ 利用が大きく増加している木質バイオマスエネルギー

本県では新エネルギー（風力、太陽光、バイオマスなど）の導入が進んでおり、そのうち風力発電は、平成25年（2013年）3月末現在、総設備容量ベースでの発電量が67,099kWで、全国でも16位と高い水準にあります（図4）。

また、平成14年度（2002年度）からペレットストーブ、チップボイラー等の木質バイオマスの導入が進み、ペレット、チップともに利用量は増加傾向にあります。特に平成22年度（2010年度）以降はチップを利用した木質バイオマスのエネルギー利用量の増加が大きくなっており、平成24年度（2012年度）は前年度と比べ712トン増の4,256トンとなっています（図5）。



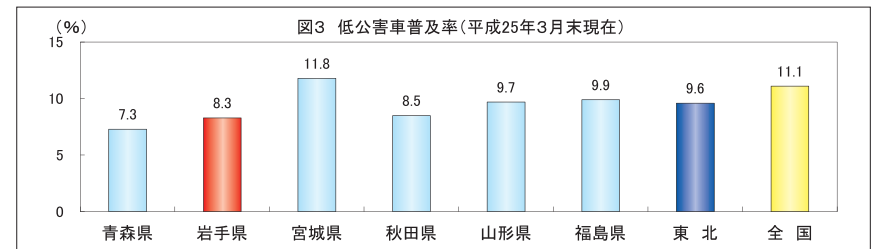
資料：県環境生活部「岩手県における2010（平成22）年の二酸化炭素排出量について」



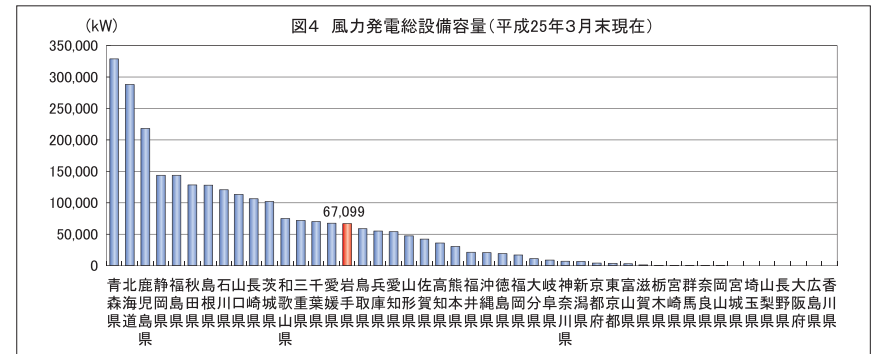
【各部門の内容】

産業	製造業、建設業、鉱業、農林水産業でのエネルギー消費
民生家庭	家庭での冷暖房・給湯、家電の使用等
民生業務	商業・サービス・事業所等
運輸	自家用車、貨物車、船舶等
エネルギー転換	発電所等での自家消費分
工業プロセス	セメント製造時等の化学反応によるCO ₂ 発生
廃棄物	一般廃棄物、産業廃棄物の処理に関するもの

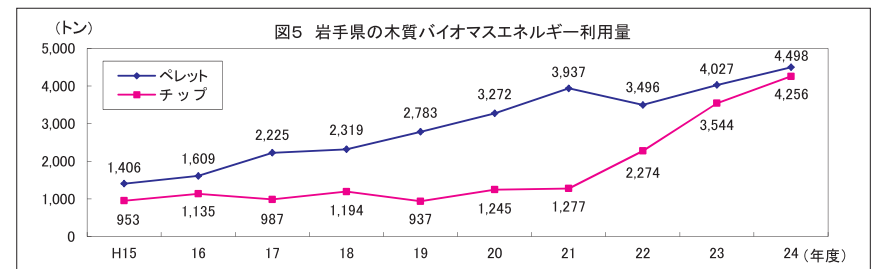
資料：県環境生活部「岩手県における2010（平成22）年の二酸化炭素排出量について」



資料：東北運輸局「東北における低公害車の普及状況」



資料：（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）



資料：県農林水産部

良好な水環境

■ 県民の約3分の1は自然を大切にする生活に満足

平成25年（2013年）県の施策に関する県民意識調査によると、「大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活していること」について、満足（「満足」＋「やや満足」）と回答している県民の割合は、33.9%となっており、不満（「不満」＋「やや不満」）の22.8%を上回っています（図1）。

■ 森林資源量が豊かな県土

本県は、県土の大部分を森林が占めており、豊かな自然環境に恵まれています。平成24年度（2012年度）の森林率（総面積に占める森林面積の割合）は76.7%で全国平均の67.3%を9.4ポイント上回り、東北6県では1位、全国でも8位となっています（図2）。

なお、本県の森林面積は1,172.5千haで北海道に次いで全国2位となっています（図3）。

■ 本県の公共用水域の環境基準達成率は高水準

本県には、北上川、馬淵川の2つの大きな水系をはじめとして、全体で312の法定河川があり、総指定延長は3,120kmとなっています。

平成24年度（2012年度）の本県の公共用水域（河川、湖沼、海域）における水質汚濁の代表的な指標であるBOD（注1）及びCOD（注2）の環境基準の達成率は96.3%となりました。

本県の公共用水域のBOD及びCODの環境基準の達成率は、平成19年度（2007年度）以降90%台で推移しており、全国平均に比べると、より良好な水環境が保たれています（図4）。

（注1）BOD：生物学的酸素要求量

（注2）COD：化学的酸素要求量

■ 公害苦情件数は全国平均を下回る

各都道府県及び市区町村には、公害苦情を解決するために「公害苦情相談窓口」が設けられています。本県の平成24年度（2012年度）の公害苦情件数（人口10万人当たり）は40.0件と、前年度比で6.6件増加したものの、平成15年度（2003年度）以降は減少傾向にあります。また、全国平均と比べても平成15年度以降は一貫して下回っており、平成24年度は22.7件少なくなっています（図5）。

※ 公害：環境基本法第2条第3項に定める「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」

